

案

選挙期間中における投票所としての使用に
関する協定書

袖ヶ浦市選挙管理委員会

○○○○○○○○

選挙期間中における投票所としての使用に関する協定書

袖ヶ浦市選挙管理委員会（以下「甲」という。）と、_____（以下「乙」という。）とは、公職選挙法の規定による投票所の使用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、袖ヶ浦市の区域で執行する公職選挙法（昭和25年法律第100号）の適用する選挙において、甲が乙に貸付する旧平岡小学校幽谷分校を、甲が投票所として使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（投票所）

第2条 投票所として使用する旧平岡小学校幽谷分校の施設は、別表1に掲げる範囲とする。

（使用用途）

第3条 甲は、投票所を次の用途に使用するものとする。

（1）名称：旧平岡小学校幽谷分校投票所

（2）業務内容：各選挙に伴う投票事務

2 甲は、旧平岡小学校幽谷分校の使用に際して、乙の運営（営業）活動や顧客に支障をきたさないよう最大限留意するものとし、乙より指示、申出等がなされた場合は、これに従うものとする。

（使用期間及び申込み）

第4条 投票所としての使用期間は、選挙期日の前々日から当日とする。

2 甲は、投票所として使用する旨を乙に事前に協議の上、甲が申込み、乙の承諾を受けるものとする。

3 第1項の期間は、甲及び乙の協議により変更することができる。

（協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日の日から1年間までとする。ただし、期間満了1か月前に甲乙いずれからも申出がないときは、この協定は同一条件で期間満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第6条 甲又は乙は、前条の規定に関わらず、解除を希望する日の3か月前までに書面で相手方に申し出た場合は、この協定を解除できるものとする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1
袖ヶ浦市選挙管理委員会
委員長 岡田 康正

乙

別表 1 (第 2 条関係)

建物名称	使用面積	所在地
屋内運動場 (体育館)	延べ床面積 : 643.00 m ² の一部	袖ヶ浦市川原井 4 7 0 番地